

イノベーション拠点税制について

2025年7月9日

一般社団法人 日本経済団体連合会

専務理事 井上 隆

FUTURE DESIGN 2040

- 経団連は2024年12月に、日本の未来社会の姿とその実現に必要な施策を提示した「FUTURE DESIGN 2040」を公表。
- 目指すべき経済・産業の姿として「科学技術立国」を掲げ、社会課題の解決に「科学技術」を活かし、経済発展、国民の安心・安全・Well-beingの確保につなげることを提言。

<目指すべき国家像>

1. 国民生活と社会の姿

- ◆ 国民一人ひとりが誇りをもって主体的、自立的に個性や能力を発揮し、社会的役割を果たしながら、十分な経済的、時間的豊かさを享受することで、**ウェルビーイング**がかなえられ、**将来世代が希望を持ち続けられる国民生活を実現する**
- ◆ **公正・公平**、安全・安心で、各々の**多様性が尊重される包摂的で持続可能な社会**を構築する

2. 経済・産業の姿

- ◆ 社会課題の解決を通じ、国内外の持続的な経済・社会の発展に貢献する**「科学技術立国」**、**「貿易・投資立国」**を実現し、成長の源泉とする
- ◆ **「成長と分配の好循環」**を継続させ、地域経済社会を含めた活力ある経済と**分厚い中間層**を形成する

3. 国際社会における地位

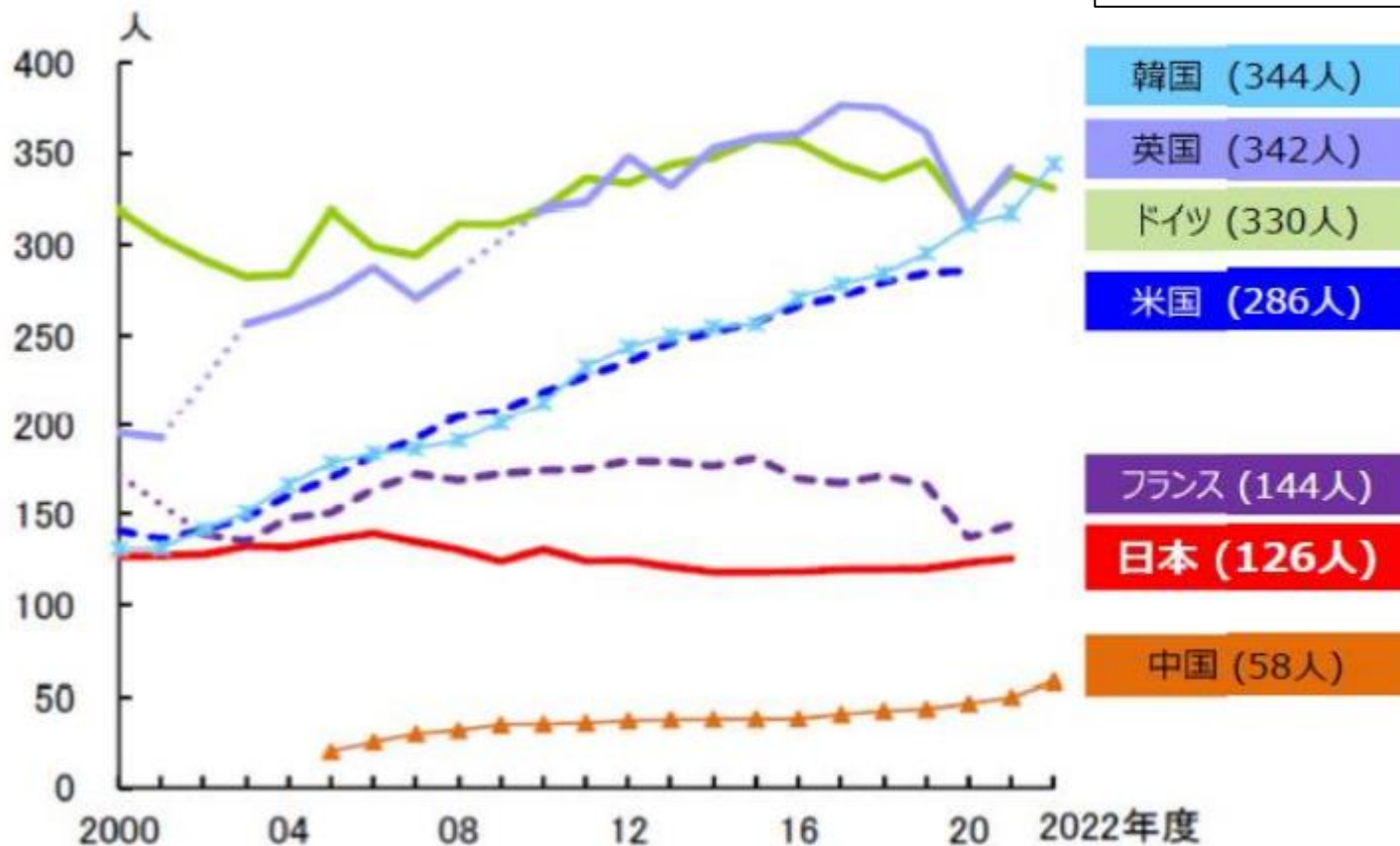
- ◆ 総合的な国力の向上を図るとともに、官民連携による**主体的な外交**や国際貢献、人の交流を通じた相互理解の醸成により、**法の支配に基づく自由で開かれた国際経済秩序の維持・強化に貢献する**
- ◆ 国際社会から信頼され、**選ばれる国家**を築く

研究開発・イノベーションの現状

- 諸外国では、博士号取得者数が増加傾向である一方、わが国では低水準かつ横ばいで推移。

＜人口100万人当たりの博士号取得者数の国際比較＞

新しい資本主義実現会議（第31回）
十倉委員提出資料（2025年2月27日）



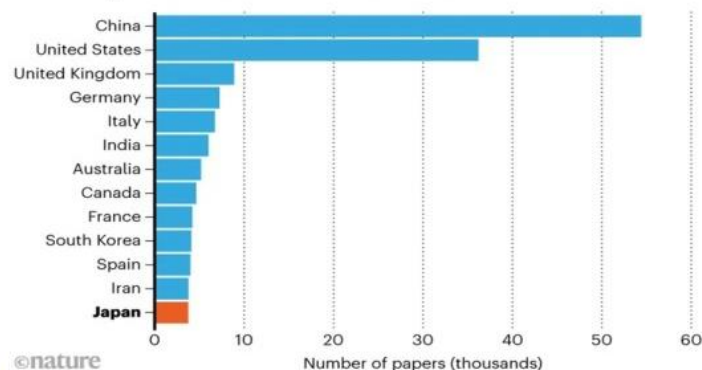
注：米国は2020年度、フランス・日本は2021年度、英国・ドイツ・韓国・中国は2022年度のデータ
(出所) 文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」

研究開発・イノベーションの現状

- 日本の研究力は相対的に低下。
- 研究者に十分な資金と時間を確保するための環境改善が急務。

- ・わが国の研究力は国際的にみて低迷。
- ・資金面（研究開発費の伸び悩み）、人材面（研究者の高齢化）、研究活動面（研究時間の減少、注目領域への参画の低迷）がボトルネック。

Top 10%補正論文数(2019-2021)



(出所) Japanese research is no longer world class — here's why (nature.com)

研究費および対GDP比率の推移



(出所)「科学技術研究調査結果の概要」を基に経団連事務局作成

- ・研究者に十分な資金と時間を確保する環境改善が急務。



「科学技術立国」に向けた国際的な研究者の交流促進に向けて

- 大学と経団連の代表で構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」は、「科学技術立国」に向け、日本が世界中の優秀な研究者に選ばれる国になるよう、国をあげて対応することを要望。

「科学技術立国」に向けた国際的な研究者の交流促進に向けて

資源のない島国であるわが国が目指すべきは「科学技術立国」による成長です。これらの鍵を握るのが、イノベーションを牽引する人材の育成を含む、研究力の抜本的な強化です。

現在、厳しい環境におかれている若手研究者に対して、「お金と時間」の制約なく自由に研究に集中できる環境整備を進め、例えば、科学研究費助成事業（いわゆる科研費）の倍増といった大胆な措置を、政府は講じるべきです。

また、トランプ政権において、研究プロジェクト削減や大学に対する助成金の削減を受けて、アメリカの研究者がアメリカを離れる事態となっています。こうした国際的な動向も踏まえると、わが国においては、世界中の研究者にとって魅力ある環境を整備し、研究者が安心して能力発揮できるよう国内の研究環境の強化と受入れ体制の整備に真剣に取り組む必要があります。

すでに、各国が優秀な研究者を誘致するために多額の予算を投じています。ついては、政府には、緊急に予算措置を講じる等、世界中の優秀な研究者に日本が選ばれる国になるよう、国をあげて速やかに対応するよう要望いたします。

2025 年 5 月 9 日

採用と大学教育の未来に関する産学協議会 委員

〔大学側〕

就職問題懇談会 座長 慶應義塾長
総合科学技術・イノベーション会議 議員
伊藤 公平

国立大学協会 会長

筑波大学 学長
永田 恭介

日本私立大学団体連合会 会長

早稲田大学 総長
田中 愛治

日本私立大学団体連合会 副会長

玉川学園 理事長・学園長
小原 芳明

公立大学協会 会長

名古屋市立大学 学長
浅井 清文

東京大学 総長

藤井 輝夫

お茶の水女子大学 学長

佐々木 泰子

〔企業側〕

経団連会長
住友化学 取締役相談役
十倉 雅和

経団連副会長

教育・大学改革推進委員長
労働法規委員長
アサヒグループホールディングス 会長
小路 明善

経団連副会長

人口問題委員長
危機管理・社会基盤強化委員長
東京海上ホールディングス 取締役会長
永野 毅

経団連副会長

サイバーセキュリティ委員長
知的財産・国際標準戦略委員長
日本電気 特別顧問
遠藤 信博

経団連審議会副議長

イノベーション委員長/消費者政策委員長
OECD 諮問委員長
第一生命ホールディングス 取締役会長
稲垣 精二

経団連審議会副議長

海洋開発推進委員長
日本トルコ経済委員長
IHI 取締役会長
満岡 次郎

経団連教育・大学改革推進委員長
住友生命保険 取締役会長 代表執行役
中央教育審議会会長
橋本 雅博

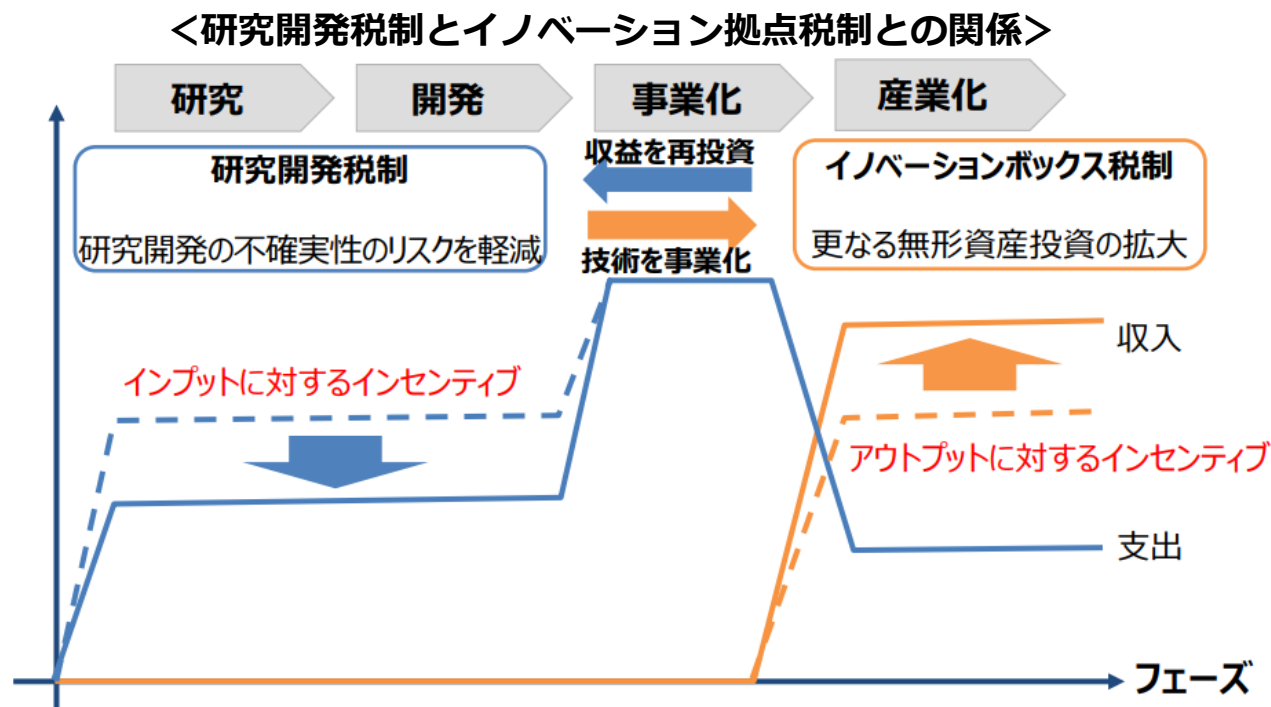
イノベーション循環の重要性

- 研究開発拠点としての立地競争力を強化していく上では、「イノベーション循環」を生み出していくことが重要。

イノベーション循環：

研究開発の成果として生まれた無形資産の社会実装・収益化を促進し、得られた収益を価値ある無形資産の創造のための研究開発へ再投資

- 予算、税制等の施策を通じて、イノベーション循環の促進を図るべき。
- 税制面では、研究開発税制（インプットに対するインセンティブ）とイノベーション拠点税制（アウトプットに対するインセンティブ）の両輪での支援が重要。



中長期的な課題

- 経団連としては、令和6年度税制改正に関する提言において、イノベーション拠点税制の創設を要望。
- 関係省庁間での調整の結果、税制自体は創設されたものの、要望に比べ限定的な内容でスタート。
- 中長期的には、令和6年度要望の姿にできるだけ近づけていくことが必要。

項目	経団連要望（令和6年度税制改正に関する提言）	創設された制度
①対象知財	・ 特許権、実用新案権に加え、ソフトウェアなど 幅広い知財 を含めるべき。	特許権、AI関連のプログラムの著作物（令和6年4月1日以降に取得したもの）
②対象所得	・ 対象知財のライセンス料、譲渡所得に加え、 製品等の収益のうち対象知財に由来する利益（Embedded IP所得） も含めるべき。 ・ 計算にあたっては、実務負担軽減の観点から、所得種別ごとではなく全体の対象所得について、定式によるみなし計算を企業単位で適用するなど、できるだけ簡素な方法を採用すべき。	対象知財のライセンス所得（関係者からのライセンス所得は除く）、譲渡所得（関係者又は国外からの譲渡所得は除く）
③対象となる研究開発の範囲	・ 原則的には、企業が国内で自ら行った研究開発を基本とする修正ネクサスアプローチを踏まえつつ、 日本企業が国内外で実施している研究開発の実態や産み出された無形資産に対する経済的所有権の有無なども考慮しながら、柔軟に検討 すべき。 ・ 例えば、グループ内の子会社である研究機関への研究開発支出などは対象範囲に含めることが考えられる。	企業が主に「国内で」、「自ら」行った研究開発が対象
④軽減税率	・ 租税条約の特典否認ルール（STTR）に留意しながら、国際的なイコールフットINGの観点から、 10%程度 とすべき。	30%の所得控除（約20%までの税率引下げに相当）
⑤その他	・ 研究開発税制と同様に、 グループ全体で調整計算 を行うことで、企業のグループ経営の実態に即した制度とすべき。	グループ全体での調整計算は行わない

Embedded IP所得

- 諸外国では、Embedded IP所得（製品売却益のうち対象知財に由来する所得）を対象所得としている国もある。立地競争力強化の観点から、中長期的には、Embedded IP所得の対象化に向けた検討が求められる。
- 諸外国の制度等も踏まえながら、実務負担軽減の観点から、できるだけ簡素な方法を検討すべき。

<Embedded IP所得に関する企業からの声（経団連事務局による聞き取り）>

- 現行制度の対象所得である譲渡所得・ライセンス所得は、事業会社にとって副次的な収益との位置づけ。Embedded IP所得が対象所得に追加されれば、研究開発成果の知財保護・実用化のさらなる促進につながると考えられる。
- 対象所得の計算については、諸外国の方法や移転価格税制を参照しつつ、できるだけ簡素な方法を採用すべき。例えば、利益から、ルーティーン利益やマーケティング無形資産見合いを控除していくアプローチが考えられる。
- 所得の計算にあたり、製造原価までは算定できるものの、間接費用を製品ごとに直接算定するのは容易ではないため、全社単位の間接費用を売上高の比で案分するなど計算の簡素化が求められる。
- 財政的な影響への懸念に対しては、控除上限を設けることも一案。

日本企業の実態に即した利便性向上（現行制度の手直し）

- 現行制度の枠組みを前提に、企業の実態を踏まえ、制度の利便性を向上させていくためには、次のような手直しについて検討が必要。

- ①企業再編に係る研究開発費の取扱い
- ②経過措置期間終了後の自己創出比率の計算に対する所要の措置
（令和7年度以降に研究開発費が生じていない場合）
- ③知財をグループ内の別企業を介して第三者に譲渡・ライセンスする場合の取扱い
- ④研究開発資金をグループ内の別企業が提供している場合の取扱い
- ⑤その他
 - ・複数の知財が含まれる契約の取扱い
 - ・クロスライセンス契約の取扱い
 - ・関連者からの所得の対象所得への追加

日本企業の実態に即した利便性向上（現行制度の手直し）

①企業再編に係る研究開発費の取扱い

<現状の課題と検討の方向性>

- 現行、組織再編により承継された対象知財に係る研究開発費の額は、「国内で」「自ら」行った研究開発の費用（適格研究開発費）には含まれないとされており、自己創出比率の計算に含めることができない。
- 組織再編により承継された対象知財に係る研究開発費についても、適格研究開発費に含める方向での検討が必要。

<企業からの声（経団連事務局による聞き取り）>

- 企業再編が盛んに行われている昨今の状況を踏まえると、検討する価値が大いにあると感じている。
- 現行制度は組織再編を阻害しかねないものとなっており、また他国で導入事例が多いとのことなので、ぜひ是正していただきたい。

日本企業の実態に即した利便性向上（現行制度の手直し）

②経過措置期間終了後の自己創出比率の計算に対する所要の措置

<現状の課題と検討の方向性>

- ・ 現行、経過措置期間終了後（令和9年度以降）に発生した所得に係る自己創出比率は次のように計算される。

$$\text{自己創出比率} = \frac{\text{分母に含まれる適格研究開発費}}{\text{対象知財に直接関連する研究開発費（令和7年度以降に生じたものに限る）}}$$

- ・ このため、令和7年度以降に研究開発費が生じていない場合（令和6年度以前に研究開発が完了している場合）は、令和9年度以降に発生した所得について、自己創出比率が計算できない。
- ・ 上記の不具合を解消するための所要の措置が必要。

<企業からの声（経団連事務局による聞き取り）>

- ・ 材料や医薬品の開発では、研究開発完了・特許取得の後、材料や医薬品が認証され所得が発生するまでに長い時間を要するものも少なくないため、現行制度では不具合が生じる可能性がある。
- ・ 製造会社にとって、ライセンス付与は自社製品に搭載された後に行われることが多いため、一定期間の試験研究費が対象となるような措置が望ましい。
- ・ 研究開発費が令和6年度以前に発生している場合は、経過措置（企業全体の研究開発費を使った計算）の適用を認めるなど、より分かりやすい形での見直しをお願いしたい。

日本企業の実態に即した利便性向上（現行制度の手直し）

③知財をグループ内の別企業を介して第三者に譲渡・ライセンスする場合の取扱い

＜現状の課題と検討の方向性＞

- ・ グループ企業では、グループ内の知財管理法人で知財を一元的に管理しているケースがあるが、現行制度では、このようなケースに対応した規定とされておらず、適用を受けられない場合がある。
- ・ 企業の知財管理等の実態を踏まえ、こうしたケースでも税制の適用を受けられるようにするための検討が必要。

＜企業からの声（経団連事務局による聞き取り）＞

- ・ 国内外の知財管理法人等にライセンスをしている事例があり、海外の知財管理法人等にライセンスをするケースも対象に含めていただきたい。
- ・ 企業グループ内の業務効率化等の観点から、本社が特許ライセンス渉外業務を一括して行う（本社がグループ外の第三者にライセンスを一括して行う）ケースもある。この場合、子会社が保有する特許権について、子会社から本社に対しサブライセンス付き許諾を付与し、第三者から得た対価は、本社から子会社にサブライセンス付き許諾の対価として支払われる。こうしたスキームがあることも踏まえた検討をお願いしたい。

日本企業の実態に即した利便性向上（現行制度の手直し）

④研究開発資金をグループ内の別企業が提供している場合の取扱い

<現状の課題と検討の方向性>

- ・グループ企業では、グループ内の研究所等に研究開発を委託して行うケースがあるが、現行制度では、このようなケースに対応した規定とされておらず、適用を受けられない場合がある。
- ・企業の研究開発、知財管理の実態を踏まえ、こうしたケースでも税制の適用を受けられるようにするための検討が必要。

<企業からの声（経団連事務局による聞き取り）>

- ・設備や人員面での制約等から、研究開発をグループ内の規模の大きい会社へ委託するケースが多い。現行制度では、グループ内委託研究へのインセンティブが働かないため、その点を改善していただきたい。
- ・グループ内に研究開発を行う会社と、知財由来のサービスを提供する事業会社がある。Embedded IP所得とあわせて、委託研究開発費の取扱いについても検討をお願いしたい。
- ・グループ会社一体で研究開発を実施したものとして取り扱うことができれば、適用可能性が高くなると考えられる。

日本企業の実態に即した利便性向上（現行制度の手直し）

⑤その他

○複数の知財が含まれる契約の取扱い

- 現行では、複数の特許権について、まとめてライセンス契約、譲渡契約を締結する場合には、対象知財からの使用料にかかる収益について契約に係る書類から特定することができる場合に限り適用される。
- 実務上は、特許権ごとに対価を明示するケースは少ないことを踏まえ、特許権の集合体の取引については集合体としての対価の記載を許容するなど、要件の緩和に向けた検討が必要。
- また、対象知財と非対象知財が混在する場合には、例えば、特許権の数で按分して収益を算出することなども考えられる。

○クロスライセンス契約の取扱い

- 現行では、クロスライセンス契約については、契約を分け、対象知財の対価の額を契約において明らかにした場合は対象となるが、例外的なケースである。
- クロスライセンス契約が普及する中、同契約を広く対象とできるよう検討が必要。

日本企業の実態に即した利便性向上（現行制度の手直し）

⑤その他

○関連者からの所得の対象所得への追加

- 現行では、関連者からのライセンス所得、譲渡所得は対象から除外。
- 実態としては、ライセンス契約、譲渡契約の多くは間に関連者が介在するケースが多いことを踏まえ、関連者からの所得も対象にすることができないか、検討が必要。
- 独立企業間価格が担保されない懸念があるのであれば、例えば、事前確認等で独立企業間価格がサポートされている法域における関連者とのライセンス取引をまずは対象とするアプローチも考えられる。



企業が保有する知財価値を高める税制

本税制活用は、企業にとって税務メリットだけではなく、競争力の源泉である知財の一部が、一連の対応プロセスにより可視化され、研究開発投資へのモチベーション向上も期待し得る

開発・事業化における一貫通貫な
イノベーション創出に向けた
包括的税制活用

対象となる知財や
知財由来所得、経過措置等
制度設計の更なる改善

中小・中堅・大企業による
バランスのとれた税制活用など
租税原則への配慮

- 【1】税控除対象の知的財産、控除対象の収益の制約
- 【2】知的財産由来の所得・費用の計算等
- 【3】税控除までの工数に対する費用対効果が見込めるかの見通しが立たない
- 【4】特許成立からライセンスまでのライフサイクルの時間幅

※詳細は次ページ以降



イノベーション拠点税制に対する課題認識

企業側の活用ニーズがある一方、
制度適用の実務上の要件や運用において、さらなる改善の可能性があると考えております。

【1】税控除対象の知的財産、控除対象の収益の制約

- 税控除対象の知的財産が、2024年3月以降に成立した特許・AIソフト著作権に限られ、また、控除対象にEmbedded IP所得が含まれていないので、現実には活用できる場面が限定されている。

【2】知的財産由来の所得・費用の計算等

- 各種人件費に関する費用に厳密に算定することは困難であったり、ライセンス時の保険費用等を算入して良いか判断が困難である等、知財単位の税控除の適用の前提とする会計が、現在の会計処理と齟齬があるおそれがある。

【3】税控除までの工数に対する費用対効果が見込めるかの見通しが立たない

- 検討工数・申請の為の準備工数（開発費や収益に対するタグ付けなど、税控除に必要な金額を算出可能にするための運用変更工数）・申請工数に対する税控除額がメリットあるものであるかが明らかではない。

【4】特許成立からライセンスまでのライフサイクルの時間幅

- 特許の種類や状況によって異なるが、特許成立からライセンスまで7年～10年程度がかかるのが一般的な感覚がある中で、今回の税制の適用を具体的な研究開発のサイクルに当てはめていくことが困難である。



「使いやすい制度」にするためのJIPAの考える対応策

- 【1】税控除対象の知的財産、控除対象の収益の制約**
- 【2】知的財産由来の所得・費用の計算等**
- 【3】税控除までの工数に対する費用対効果が見込めるかの見通しが立たない**
- 【4】特許成立からライセンスまでのライフサイクルの時間幅**

- 包括的税制活用を考慮しながら、税控除対象の知的財産や控除対象収益を拡大していく。税額控除によるイノベーションの促進の効果を示すため、現在の制度の活用事例を増やしていく。
- 知財がどのように価値を生み出し、事業収益に貢献しているかを社内で可視化することで、経営判断にも資することを積極的に企業に理解させていく必要がある。
- 制度適用を前提に、企業の知財・無形資産の価値化のプロセスの可視化や知的財産由来の所得や費用をトレースしていくための情報管理など新しい運用を実現していく必要がある。
- 税額控除のための工数に対して、税控除額が明らかに企業にとってメリットあることを示すことが求められる。

**分かりやすいガイドライン整備やベストプラクティスの提示を通して、
企業マインドの醸成、イノベーションマネジメントの高度化を図っていく**